

議案第25号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 三宅地区集会所
所在 養父市三宅224番地
構造 鉄骨造銅板葺2階建
延床面積 321.47平方メートル

(2) 土地

所在 養父市三宅字深田223番2 外4筆
地目 宅地
面積 265.64平方メートル

2 譲渡の相手方



三宅区

区長 池田 正春

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため、地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第26号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名称 養父市養父水田利用再編対策研修施設
所在 養父市中米地111番地1
構造 鉄骨造瓦葺2階建
延床面積 107.34平方メートル

2 譲渡の相手方



中米地区

区長 宮本 紀

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため、地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第27号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 養父市畑農畜産物処理加工施設
所在 養父市畑481番地
構造 木造カラステン横葺平屋建
延床面積 402.51平方メートル

(2) 土地

所在 養父市畑字神田481番 外1筆
地目 宅地
面積 1,522.45平方メートル

2 譲渡の相手方



畑区

区長 奥藤 雅行

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、当初の設置目的である農畜産物の加工技術の開発及び地域住民の就業機会の確保並びに所得増大による地域活性化の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第28号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名 称 養父市大屋森林技術者住宅
所 在 養父市大屋町中1470番地1
構 造 木造2階建
延床面積 221.68平方メートル

2 譲渡の相手方

養父市広谷255番地
養父市森林組合
代表理事組合長 田村 力

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、当初の設置目的である森林技術者を確保し、地域林業の活性化の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第29号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 養父市旧横行保育所園舎
所在 養父市大屋町横行368番地1
構造 木造平屋建
延床面積 100.06平方メートル

(2) 土地

所在 養父市大屋町横行字隠尾368番1
地目 宅地
面積 386.77平方メートル

2 譲渡の相手方



横行区

区長 安達 誠剛

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている横行区集会所の付属施設及びその敷地の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

